

公民館通信カラオケ使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公民館が管理する通信カラオケの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用団体)

第2条 通信カラオケを使用することができる団体は、公民館団体登録されている団体とする。

(使用手続)

第3条 通信カラオケを使用する者は、使用申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(実費負担額)

第4条 通信カラオケの使用許可を受けた者は、使用前に実費負担額を納入しなければならない。

2 通信カラオケの実費負担額は、公民館利用時間とし、1時間500円とする。

3 既納の実費負担額は、使用者の責めに帰することができない事由により、使用することができなくなった場合を除く他、これを返還しないものとする。

(使用の制限)

第5条 館長は、カラオケの音量が大きいと判断される場合及び他の利用団体から苦情があった場合には、音量を絞ることができる。ただし、音量を絞ることに同意しない場合は、時間内であろうと退室させることができる。

2 土日祝祭日は、他の利用者の利便性を損なわないために、カラオケを主目的とした利用は許可しない。

3 カラオケを主目的とした公民館利用時間は、4時間を限度とする。

4 通信カラオケの利用できる部屋は、次のとおりとする。

(1) 藤久保公民館での利用は、多目的ホール・学習室とする。

(2) 竹間沢公民館での利用は、ホール・音楽室とする。

(使用許可の取り消し)

第6条 館長は、次の各号に該当するものについては、その使用許可を取り消すことができる。

(1) 通信カラオケ使用申請書に虚偽の事項があったとき。

(2) この規約に違反したとき。

(損害賠償等)

第7条 使用者は、通信カラオケを破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、通信カラオケの使用により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。ただし、通信カラオケの管理に伴う欠陥があった場合は、この限りでない。

(返還)

第8条 使用許可を受けた者で、通信カラオケの使用を終了したときは、通信カラオケを速やかに整理、清掃し、利用報告書を添えて館長に確認を受け、返還しなければならない。

附 則

この規約は、公表の日から実施する。